# 【独立生計者】 免除申請チェックシート

- ・このシートは、「一次申請(WEB入力)」にむけて必要な証明書類等を事前に準備し、その後の二 次申請(出願・書類提出)に備えるためのものです。各項目の内容を確認し、準備してください。
- ・一次申請(WEB入力)の家族及び家計状況等のデータは必ず証明書類等を元に入力してください。

#### 注意事項

- 注1) <u>免除申請の基準日は前期:4月1日、後期:10月1日です。</u>提出する証明書等は、基準日現在の状態が 証明されているか注意してください。(所得証明書・課税証明書は除く)
- 二次申請(出願・書類提出)時に添付できない書類等がある場合は、一次申請確定時にプリントアウト可 注2) 能な「必要書類一覧表」の該当書類名の横に、おおよその提出予定日を記載して二次申請(出願・書類提 出)をしてください。本学が指定する日までに提出されない場合は、書類不備により、**控除不可**又は**免除** 不許可となりますので、注意してください。
- 出願書類で確認事項が生じた場合は、学生用メール (KUMOI) に連絡することがありますので、本学から 注3) のメールを必ず受信できるように登録情報を最新のものにしておいてください。申請者と連絡が取れない ことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

#### 1. 家計支持者・世帯の構成員の考え方について

家計支持者・世帯の構成員 (◎…家計支持者、○…世帯に含まれる構成員)

一般の場合は	構成員区分	申請者 (独生計の場合は、 配偶者含む)	父母	家計支持者の 扶養下にある 兄弟姉妹	家計支持者の 扶養下にある子	祖父母(同居別居にかかわらず)	家計支持者に扶養 されていない収入 のある兄弟姉妹	備考
「一般用 チェック」 シートてく ださい	7 一般	0	◎ (原則として 「父母両方」) ※	0		×	(例:同居別居にかかわらず就職した兄弟妹妹等)	※例外としては、「母子父子家庭・無職無収入等の事情により父母に代わって生計を担う者(例:祖父母、兄弟姉妹等)」も家計支持者として該当する場合があります。
	独立 生計者	0	×		0	×	×	独立生計の場合、父母の情報 は続柄・氏名・年齢のみの入 力です(それ以外の情報は入力 不要)

- ●所得の審査対象は家計支持者のみです。 ●独立生計の認定要件…「出願のしおり」や「様式7:独立生計申立書」で確認してください。 ただし、認定要件を満たしていたとしても、必ずしも独立生計者として申請する必要はありません。

### 2. 本人(配偶者を含む)について提出する書類

\*様式は京都大学ホームページからダウンロード・プリントアウトして取得してください

https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen\*マイナンバーの記載のあるものは提出不可。

#### 【必須書類】

ク │ □はい または □いるにチェックした場合の必要書類	証明書入手先
全 本人(配偶者を含む)の令和3年度	市区町村
市区町村県民税課税証明書[全項目証明] (原本)	役所等
※出願前3ヶ月以内に発行されたもの(コピー不可) ※4月の出願では、記載内容が前々年の所得となりますが、それが最新ですので問題ありません。記載内容と出願時現在の状況が違う場合でも必ず提出してください。(所得金額の審査は出願時現在の状況を優先します。) ※「課税・非課税の有無」、「給与・給与外所得別の収入金額」、「配偶者控除・扶養控除人員数」が明記されていること ※所得が「0」、又は少額により発行されない場合は、「非課税証明書(原本)」を提出してください。 ※源泉徴収票等、収入のわかる書類を提出していても、この書類は必須です。 ※横長・緑色の「給与所得に係る市県民税・県民税・特別徴収額の決定、変更通知や納税証明書」は不可	
	本人(配偶者を含む)の令和3年度 市区町村県民税課税証明書[全項目証明](原本) ※出願前3ヶ月以内に発行されたもの(コピー不可) ※4月の出願では、記載内容が前々年の所得となりますが、それが最新ですので問題ありません。記載内容と出願時現在の状況が違う場合でも必ず提出してください。(所得金額の審査は出願時現在の状況を優先します。) ※「課税・非課税の有無」、「給与・給与外所得別の収入金額」、「配偶者控除・扶養控除人員数」が明記されていること ※所得が「0」、又は少額により発行されない場合は、「非課税証明書(原本)」を提出してください。 ※源泉徴収票等、収入のわかる書類を提出していても、この書類は必須です。

●以下、「はい」又は「いる」にチェックした場合、<u>所得証明書・課税証明書とは別に</u>該当書類を用意してください 【独立生計者について】 (2) ~ (5) で1つでも「いいえ」となった場合は独立生計者として申請できません。

※基準日(前期:4月1日、後期:10月1日)現在での状況(見込みを含む)

		ロ (削期:4月 <b>チェック</b>	1日、後期:10月1日)現在での状況(見込みを含む)	証明書入手先
(2)	  本人(配偶者を含む)が、以下のA	口はい	口はい、または、口いるにデェックした場合の必要者類	証明書入于元
(2)	一Cのいずれかにあてはまる	□いいえ		
Α	本人(配偶者も含む)に、年間	(いいえの場	A 一前年から引き続き同じ給与収入又は所得がある場	勤務先等
^	103万円を超える収入(給与収	合は独立生計 の申請不可)	合は、令和3年分の源泉徴収票(コピー)や令和3	2010076 47
	入又は所得)があり、その収入に		年分の確定申告控(コピー)等(年収を示すもの)	
	ついて、所得申告がなされ、所得		→質問(6)以降を確認してください。	
	証明が発行される			
			・貸与奨学金	
			・基準日(前期4月1日、後期10月1日)時点で終了 (退職・休職)しているもの	
В	本人(配偶者も含む)に、今年度、		Bーその根拠証明書等(給与支給(予定)証明書〔様	奨学財団等
	給与収入(例:給与奨学金(年額)、		式2〕、学振採用決定が分かるもの、奨学金の受給	
	アルバイト等も含めた総額)又は		額が分かるもの等)	
	所得が103万円を超える見込み		→質問(6)以降を確認してください。 	
	がある 		※貸与奨学金は収入に含まれません。	
С	<u>本人</u> が <u>本学への<b>入学のために退</b></u>		C-退職・休職し預貯金により生活を行っている場合	銀行
	職(休職等)し無収入となった者		は、退職(休職等)証明書及び氏名と預金残高が	勤務先等
	で就労時の預貯金により生活を行		わかるもの(通帳のコピー等)	
	っており、その預金残高が103		※学振やリーディングプログラム、アルバイトの期間終了   は退職に該当しません。	
	万円を超えている		※源泉徴収票・離職票等は退職証明書として認められませ	
			※休退職なしの場合、預貯金を独立生計の要件の収入とし   てみなすことはできません。	
(3)	本人(配偶者を含む)が、所得税法	口はい	・本人(又は配偶者)が筆頭の健康保険被保険者証(コピー)	申請者本人等
	上及び健康保険上、父母等(配偶者	□いいえ	(国民健康保険の場合は本人(配偶者)が世帯主)	
	を除く)の扶養親族でない	(いいえの場 合は独立生計	・配偶者がいる場合:配偶者の健康保険被保険者証(コピー)	
		の申請不可)	も必要(国民健康保険の場合は本人(配偶者)が世	
			帯主)	
			※健康保険証の扶養資格喪失の書類等は認められません。	
(4)	本人(配偶者を含む)が、本人(及び	口はい	・本人(配偶者も含む)の住民票(原本)	市区町村役
	配偶者)の父母等と別居している	□いいえ	・本人(配偶者も含む)の父母の住民票(コピー可)	場等
		(いいえの場 合は独立生計	等	
		の申請不可)	・配偶者がいる場合:配偶者の父母の住民票(コピー	
			可)等も必要	
			※ただし父母が遠方・高齢等の事情により、住民票の取得が 困難な場合は、免許証や保険証(住所が記載されているも	
			<ul><li>の)のコピーでも可。</li></ul>	
			※父母と住所が同じ場合は別居とはみなしません。	
			※本人の賃貸契約書等は住民票の代わりとして認められません。	
(5)	本人(配偶者を含む)が、父母等(配	口はい	・独立生計申立書〔様式7〕	京都大学ホ
	偶者を除く)から経済的な援助を	□いいえ		ームページ
	受けていない	(いいえの場		
		合は独立生計 の申請不可)		

## 【収入について】※基準日(前期:4月1日、後期:10月1日)現在での収入(見込みを含む)

質問	チェック	口はい 又は 口いる にチェックした場合の必要書類	証明書入手先
(6)本人(配偶者を含む)は日本学術	口はい	以下のいずれか	日本学術
<b>振興会特別研究員</b> (採用見込みも	□いいえ	・(同会からの)採用決定通知書のコピー	振興会等
含む)又は <b>リーディングプログラ</b>		・採用見込みであることが分かるもの	
<b>ム奨励金受給者</b> ですか?		(同会 HP の該当ページを印刷したものも可。但し、「氏名」 「採用期間(または採用年度)が明記されていること)	
		※日本学術振興会特別研究員(採用見込みも含む)で一次申   請の収入を入力する際は、「一年間の収入金額」を入力して	
		(ではい。) (「2400」千円と入力)	
		ただし、研究遂行経費分の減額を申請している場合は差し	
		引いた金額を入力してください。(「1680」千円と入力) ※源泉徴収票・確定申告書等のコピーは提出不要	
(7)本人(配偶者を含む)は <b>給付型奨学</b>	ロはい	以下の全て	
金を受給していますか?	ロいいえ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		・奨学生証等(氏名・受給期間と金額がわかるもの)	
	ロはい	以下の全て	勤務先
度、TA・RA・OAの収入があり	ロいいえ	・令和4年度の勤務予定表(年間の総時間数が記載)	
ますか?		・労働条件通知書(時給が記載)のコピー※	
<i>5778</i> .		※採用決定が遅い場合は、二次申請提出時の必要書類一覧表	
		に提出予定日を記入の上、二次申請期間後、決定次第速や	
		かに追加で提出してください。	
	ロはい	※源泉徴収票・確定申告書等は不可 ・〔様式13〕チューター(予定)証明書	大学
チューターの収入がありますか?	ロいいえ	・「様式(3)デューター(アル)証明音	入子
			#h 30r /+
(10)本人(配偶者を含む)は 2021 年	ロはい	・令和3年分給与所得の源泉徴収票のコピー	勤務先
1月1日以前から現在も同じ勤	□いいえ	〔様式 2-3〕に貼付 	
<b>務先</b> (パート先)で働いています		場合は下記(11)の書類を提出してください。	
か? (11) ナレ (四/四本ナ ヘ **) は 2001 左			#1 75 #-
(11)本人(配偶者を含む)は 2021 年	ロはい	以下のいずれか	勤務先
1月2日以降、転職又は就職し、	┃□いいえ	・〔様式2〕給与支給(予定)証明書	
現在も同じ勤務先(パート先)で		・賞与のないパートの場合は、	
働いていますか?		最近3か月分の給与明細書のコピー〔様式 2-2 に貼	
		付	
		・年収が明記されている場合は、	
(10) ± 1 (77/2 ± ± 5 ± ) (1 0001 ±		雇用契約書(通知書)等のコピー〔様式 2-5 に貼付〕	5V.75 m. +
(12)本人(配偶者を含む)は2021年	ロはい	・令和3年分の確定申告書控<第一及び第二表>のコ	税務署・自
1月1日以前から営業・農業・	□いいえ	ピー (税務署の受付印のあるもの) [様式 2-4 に貼付] 	治
不動産・配当等の所得があり、確		     ※受付印がない場合は、理由を様式 2-4 に記入してください。	体等に申告
定申告をしていますか?		次受刊印かない場合は、理田を稼丸2~4に記入してください。    後日、問い合わせることがあります。	した控え・
		※E-TAX 利用の場合は、その受信日時等が印字されたものを	事業所等
		提出してください。	
		※確定申告をしていない場合は、市区町村が発行する令和 4 年度分市(町)県民税申告書等(内容は令和3年分)で収	
		入金額、必要経費、所得金額等の記載してある書類のコピ	
		※給与収入がある場合は、源泉徴収票(昨年分)(コピー)も   提出してください。	
		※マイナスの所得に関しては、一次申請の金額欄に「0」と入	
		カしてください。	

(13)本人(配偶者を含む)は 2021 年 □はい [様式3]収支内訳(見込)申告書	京都大学ホ
1月2日以降、新規で自営業(起 口いいえ ※根拠となる書類(青色申告決算書のコ	ピー等)を添付して ームページ
業又は開業)を始めましたか? ください。	
(14)本人(配偶者を含む)のうち、無 □いる [様式1]無職・無収入にかかる申.	立書 京都大学ホ
職かつ無収入の人はいますか? □いない ※専業主婦、就学者、身体障害・長期療	養等で各証明書(非 ームページ
課税証明書・学生証・障害者手帳・診	断書等を提出するこ
と)により、就労できないと判断でき	る者は除く。
(無職かつ無収入の者で、専業主婦の	)場合でも、(非)課
税証明書に所得金額が記載されている	場合は [様式 1] の
提出が必要です。)	
※申請者本人で(2)-C に該当し、退職証明	明書を提出する場合
は不要	
(15)本人(配偶者を含む)は <b>年金</b> を受 口はい 以下のいずれか	日本年金機構
給していますか?( <b>遺族年金・障</b> 口いいえ ・最新の年金振込通知書等のコピー	共済組合等
<b>害年金・企業年金・個人年金等も</b> ・年金額改定通知書のコピー	
含む) ※いずれも受給者名・金額が記載されて	いること
〔様式 2-6 に貼付〕	
※複数年金を受給している場合は、全て提出	けしてください。
(16)本人(配偶者を含む)は失業して、□はい・雇用保険受給資格者証(第1~第	4面まで)の ハローワー
<b>雇用保険</b> を受給していますか? 口いいえ コピー	ク(公共職業
	安定所)
(17)本人(配偶者を含む)は傷病手当 口はい ・傷病手当金支給決定通知書等(受	給金額と受給期間 健康保険組合
<b>金を受給</b> していますか? 口いいえ が記載)のコピー	等
・最新の児童扶養手当支給(改定)	通知書(受給金額 各都道府県
(18)本人は <b>児童扶養手当</b> を受給して 口いいえ を確認できるもの)のコピー	
いますか?(「 <u>母子父子世帯</u> 」で高校 ※児童手当は対象外です。	
生以下の世帯構成員がいる世帯が対	
生以下の世帝傳成員かいる世帝が対	

3. 本人(配偶者含む)及び世帯の構成員について提出する書類 ●以下、「はい」又は「いる」にチェックした場合、該当書類を用意してください

### 【控除について】

質問	チェック	口はい 又は 口いる にチェックした場合の必要書類	証明書入手先
(19)世帯の構成員(本人を除く)に高	□いる	以下のいずれか※	当該在学学校
校生以上の就学者はいますか?	□いない	・学生証のコピー(〔様式11〕に貼付)	
		・〔様式4〕在学状況証明書※	
		※発行日又は有効期限により、免除申請時における在学が分	
		かるもの	
		※ <b>専修学校</b> の就学者については <b>必ず〔様式4〕</b> を提出するこ	
		と(学生証のコピー不可)	
(20)母子・父子世帯※ですか?	口はい	〔様式5〕母子・父子世帯申立書※	京都大学ホ
	□いいえ	※世帯の構成員が様式5に記載の要件に合致するか確認して	ームページ
		ください。(独立生計の場合は、申請者本人とその子の世帯	
		のみが母子父子世帯に該当します。)	

(21)世帯の構成員に障害がある人は	□いる	・障害者手帳・療育手帳等のコピー 又は	市区町村役場
いますか?	口いない	・診断書のコピー	
		(最近の日付のもの。診断書で確認できないときは手帳等を	
		追加で求めることがあります。)	
(22)世帯の構成員に介護保険利用者	□いる	・介護保険被保険者証のコピー	医療機関等
(要介護2以上)はいますか?	口いない		
(23)世帯の構成員に長期療養者や介	□いる	①又は②のどちらか	医療機関等
護サービスを受けている人はい	口いない	①【診療機関で支出状況の証明を受けられる場合】	保険会社
ますか?※		・〔様式6〕長期療養費支出状況証明書(診療機関等で記入)	
		※ただし、補填される金額等、診療期間で証明できない箇所が一部ある場合は、その部分に関する証明書を添付してください。	
		②【診療機関で支出状況の証明を受けられない場合】	
		以下の全て	
		・ [様式6] 長期療養費支出状況証明書 (申請者本人が記入) ・診断書のコピー (6か月以上の療養が必要であることが明記されている最近の日付のもの) ・支払証明書・領収書等のコピー 〔様式11〕に月毎にまとめて貼り付け ・ 保険金等の支払を受けている場合はその証明書等のコピー	
		される金額(保険・高額療養費等)を除いた自己負担額が	
		年間(前期:前年4月~今年3月、後期:前年10月~今年	
		9月)10万円を超える場合のみ対象となります。	
		例:療養費額(食事等除く) 一補填される額(保険・高額	
		療養費)=10 万円以上	
(24)申請時 6ヶ月以内(新入生は 1	ロはい	・り災(被災)証明書のコピー	 消防署
年以内) に本人(配偶者を含む)が	□いいえ	(災害に起因した建物被害<全壊・半壊・一部損壊等>が	市区町村役
風水害等の被害を受けましたか?		証明されていること)	場等
(25)申請者本人が留年・休学・留学等	ロはい		京都大学ホ
で修業年限を超過しています		※「最短修業年限超過者等」とは、「在学期間(休学含む)が、	ームページ
か?		所属学部、研究科等が定める修学期間を超えて在学してい	
		る者」又は「前年度と同一学年に引き続き在籍している者」	
		です。	
		があるもの)の提出が必須です。	
		※超過理由が学資獲得のためのアルバイト苦による場合、該	
		当期間分の根拠書類(源泉徴収票や課税証明書、TA/RA/OA	
		ヨ朔间がの依拠書類(源永徴収売や訴代証明書、TA/ NA/ OA は総労働時間数が分かる書類)を様式10-1②にホッチキス	
		で添付してください。	
	<u></u>	てがけしてください。	

※このチェックシートは二次申請では提出不要です。

#### 【免除に関する照会先】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学教育推進·学生支援部学生課奨学掛 (総合研究 10 号館 1 階)

質問がある場合は、上記窓口へ来室するか、下記アドレスまでメールにて問い合せてください。 メールで問い合せる場合は、質問事項の他に「学生番号・氏名・携帯電話番号等」を必ず記載してください(記載が無い場合は返答しません)。

なお、メールによる問合せの返答は、メールか電話にて行います。

e-mail:840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp 電話:075-753-2532 (9:00~17:00 土日祝日を除く)